

京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認申請書（臨界実験装置の変更）に関する審査の結果の取りまとめ等の修正について

令和 3 年 3 月 3 日  
原子力規制庁

1. 趣旨

令和 3 年 2 月 17 日の原子力規制委員会において決定した京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認申請書（臨界実験装置の変更）に関する審査書、並びに原子力委員会及び文部科学大臣への意見の聴取について、誤記があったので、2. 正誤表のとおり、修正手続きを取りたい。

また、京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認申請書（臨界実験装置の変更）に関する意見の聴取について（令和 3 年 2 月 17 日付け原規規発第 2102172 号）は撤回することとしたい。

なお、誤りの内容は、設置者の申請内容を審査書、並びに原子力委員会及び文部科学大臣への意見の聴取に記載する際の明確な誤記であり、審査の結果には影響がないものである。

2. 正誤表

該当箇所	(誤)	(正)
P. 5(別紙 1)の 1. 法第 24 条第 1 項第 1 号の 2 行目	・ 試験研究用等原子炉の使用目的（原子炉の核特性等に関する基礎研究、 <u>研究開発及び教育訓練</u> ）を . . .	・ 試験研究用等原子炉の使用目的（原子炉の核特性等に関する基礎研究、 <u>開発研究及び教育訓練</u> ）を . . .
P. 10(別紙 1 添付)の I はじめに 3. 本審査書の構成の 2 行目	・ . . . 設置及び運転のための技術的能力」には、技術的能力指針への適合性 . . .	・ . . . 設置及び運転のための技術的能力」には、 <u>技術的能力審査指針</u> への適合性 . . .

P. 10(別紙 1 添付)の Ⅲ試験研究用等原子 炉施設の設置及び運 転のための技術的能 力の 8 行目	<u>平成 26 年 9 月 30 日付け 27 京大施環化第 122 号を もって申請、平成 27 年 12 月 10 日付け 27 京大施 環化第 191 号 . . .</u>	<u>平成 26 年 9 月 30 日付け 26 京大施環化第 143 号を もって申請、平成 27 年 9 月 30 日付け 27 京大施環 化第 122 号、平成 27 年 12 月 10 日付け 27 京大施 環化第 191 号 . . .</u>
P. 14(別紙 2 の別紙) の下から 7 行目	・ 試験研究用等原子炉の 使用目的 (原子炉の核特 性等に関する基礎研究、 <u>研究開発及び教育訓練</u> ) を . . .	・ 試験研究用等原子炉の 使用目的 (原子炉の核特 性等に関する基礎研究、 <u>開発研究及び教育訓練</u> ) を . . .
P. 16(別紙 3 の別紙) の 1. 法第 24 条第 1 項第 1 号の 2 行目	・ 試験研究用等原子炉の 使用目的 (原子炉の核特 性等に関する基礎研究、 <u>研究開発及び教育訓練</u> ) を . . .	・ 試験研究用等原子炉の 使用目的 (原子炉の核特 性等に関する基礎研究、 <u>開発研究及び教育訓練</u> ) を . . .

当該審査書、並びに原子力委員会及び文部科学大臣への意見の聴取について、  
該当ページの修正箇所を別添 1 に示す。

別添 1

別紙 1

京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認申請書（臨  
界実験装置の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に  
関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）

番 号  
年 月 日  
原子力規制委員会

令和2年12月24日付け20京大施環化第101号（令和3年2月8日付  
け20京大施環化第125号をもって一部補正）をもって、国立大学法人京都  
大学 学長 湊 長博から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関す  
る法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第26条第1項及  
び第76条の規定に基づき提出された京都大学複合原子力科学研究所原子炉設  
置変更承認申請書（臨界実験装置の変更）に対する法第26条第4項において  
準用する法第24条第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下  
のとおりである。

1. 法第24条第1項第1号

本件申請については、

- ・ 試験研究用等原子炉の使用目的（原子炉の核特性等に関する基礎研究、**開  
発研究**及び教育訓練）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、国内の他の事業者又は我が国と原子力の平和利  
用に関する協力のための協定を締結している国に引き渡すまで、当該原  
子炉施設の燃料室に保管するという方針に変更はないこと

から、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないもの  
と認められる。

2. 法第24条第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

申請者は、本件申請に係る変更の工事に要する資金及び調達計画は必要と  
しないとしている。

申請者の本変更については、工事を伴わず、追加の資金は発生しないと判  
断した。このことから、申請者には本件申請に係る試験研究用等原子炉施設  
を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。

添付

京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認申請書  
(臨 界 実 験 装 置 の 変 更 ) に 関 す る 審 査 書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律  
第 24 条第 1 項第 2 号(技術的能力に係るもの)、及び第 3 号関連

(案)

令和 年 月 日

原子力規制委員会

### 3. 本審査書の構成

「Ⅲ 試験研究用等原子炉施設の設置及び運転のための技術的能力」には、技術的能力審査指針への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅳ 試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備」には、許可基準規則への適合性に関する審査内容を示した。

「Ⅴ 審査結果」には、本申請に対する規制委員会としての結論を示した。

なお、本審査書においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約や言い換え等を行っている。

## Ⅱ 変更の内容

申請者は、以下のとおり変更するとしている。

- (1) 炉心の中性子束の測定等のために、燃料体に貼り付ける又は軽水減速炉心の燃料板の間に挿入する照射物（以下、単に「照射物」という。）は、使用しないこと。
- (2) ドップラ係数の測定等に利用するパイルオシレータについては、使用する実験物が装置内で有意に動かないように固定すること。
- (3) 軽水減速炉心の中性子束の測定等のために炉心に装荷する検出器を挿入する挿入管は、炉心に反応度が加わらない場所に設置すること。

## Ⅲ 試験研究用等原子炉施設の設置及び運転のための技術的能力

原子炉等規制法第 24 条第 1 項第 2 号（技術的能力に係るものに限る。）の規定は、試験研究用等原子炉設置者に試験研究用等原子炉を設置するために必要な技術的能力及び試験研究用等原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があることを要求している。

申請者は、本申請に係る試験研究用等原子炉を設置するために必要な技術的能力及び試験研究用等原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力について、平成 28 年 5 月 11 日付け原規規発第 16051111 号をもって承認した京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認申請書（[平成 26 年 9 月 30 日付け 26 京大施環化第 143 号をもって申請](#)、[平成 27 年 9 月 30 日付け 27 京大施環化第 122 号](#)、平成 27 年 12 月 10 日付け 27 京大施環化第 191 号及び平成 28 年 3 月 31 日付け 27 京大施環化第 261 号をもって一部補正。以下、「既承認申請書」という。）から、技術者数等を本申請時点としている。

規制委員会は、本申請の内容を確認した結果、変更内容が既承認申請書から技

(案)

番 号  
年 月 日

原子力委員会 宛て

原子力規制委員会  
(公印省略)

京都大学複合原子力科学研究所 原子炉設置変更承認申請書（臨界  
実験装置の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、令和2年12月24日付け20京大施環化第101号  
（令和3年2月8日付け20京大施環化第125号をもって一部補正）をもつ  
て、国立大学法人京都大学 学長 湊 長博から、核原料物質、核燃料物質及  
び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第26条第1項及  
び第76条の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第2  
6条第4項において準用する同法第24条第1項各号のいずれにも適合してい  
ると認められるので、同法第26条第4項において準用する同法第24条第2  
項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用につ  
いて、貴委員会の意見を求める。

なお、「京都大学複合原子力科学研究所 原子炉設置変更承認申請書（臨界  
実験装置の変更）に関する意見の聴取について（令和3年2月17日付け原規  
規発第2102172号）」は撤回する。

(別紙)

京都大学複合原子力科学研究所 原子炉設置変更承認申請書（臨界実験装置の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

令和2年12月24日付け20京大施環化第101号（令和3年2月8日付け20京大施環化第125号をもって一部補正）をもって、国立大学法人京都大学 学長 湊 長博から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第26条第1項及び第76条の規定に基づき提出された京都大学複合原子力科学研究所 原子炉設置変更承認申請書（臨界実験装置の変更）に対する法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・ 試験研究用等原子炉の使用目的（原子炉の核特性等に関する基礎研究、**開発研究**及び教育訓練）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、国内の他の事業者又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国に引き渡すまで、当該原子炉施設の燃料室に保管するという方針に変更はないこと

から、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

(案)

番 号  
年 月 日

文部科学大臣 宛て

原子力規制委員会  
(公印省略)

京都大学複合原子力科学研究所 原子炉設置変更承認申請書（臨界  
実験装置の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、令和2年12月24日付け20京大施環化第101号  
（令和3年2月8日付け20京大施環化第125号をもって一部補正）をもつ  
て、国立大学法人京都大学 学長 湊 長博から、核原料物質、核燃料物質及  
び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第26条第1項及  
び第76条の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のと  
おり同法第26条第4項において準用する同法第24条第1項各号のいずれに  
も適合していると認められるので、同法第71条第1項第3号の規定に基づき、  
貴職の意見を求める。

なお、「京都大学複合原子力科学研究所 原子炉設置変更承認申請書（臨界  
実験装置の変更）に関する意見の聴取について（令和3年2月17日付け原規  
規発第2102172号）」は撤回する。



(別紙)

京都大学複合原子力科学研究所 原子炉設置変更承認申請書（臨  
界実験装置の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規  
制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

令和2年12月24日付け20京大施環化第101号（令和3年2月8日付  
け20京大施環化第125号をもって一部補正）をもって、国立大学法人京  
都大学 学長 湊 長博から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規  
制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第26  
条第1項及び第76条の規定に基づき提出された京都大学複合原子力  
科学研究所 原子炉設置変更承認申請書（臨  
界実験装置の変更）に対する法第26条第4項において準用する法  
第24条第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下  
のとおりである。

1. 法第24条第1項第1号

本件申請については、

- ・試験研究用等原子炉の使用目的（原子炉の核特性等に関する基礎研究、**開  
発研究**及び教育訓練）を変更するものではないこと
- ・使用済燃料については、国内の他の事業者又は我が国と原子力の平和利  
用に関する協力のための協定を締結している国に引き渡すまで、当該原  
子炉施設の燃料室に保管するという方針に変更はないこと

から、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないもの  
と認められる。

2. 法第24条第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

申請者は、本件申請に係る変更の工事に要する資金及び調達計画は必要と  
しないとしている。

申請者の本変更については、工事を伴わず、追加の資金は発生しないと判  
断した。このことから、申請者には本件申請に係る試験研究用等原子炉施設  
を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。

3. 法第24条第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付のとおり、申請者には、試験研究用等原子炉施設を設置変更するた  
めに必要な技術的能力があり、かつ、試験研究用等原子炉の運転を適確に遂行  
するに足りる技術的能力があると認められる。